

第 2 次 勸 告

～ 「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大 ～

平成 2 0 年 1 2 月 8 日

地 方 分 権 改 革 推 進 委 員 会

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 | 3 |
| 1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方 | 3 |
| （1）見直しの必要性 | 3 |
| （2）見直しの経緯 | 4 |
| 2 義務付け・枠付けの見直しの方針 | 5 |
| （1）本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定 | 5 |
| （2）見直しの具体的な方針 | 6 |
| （3）義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定 | 6 |
| 3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断 | 9 |
| 4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方 | 27 |
| 第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大 | 28 |
| 1 国の出先機関の見直しの基本的考え方 | 28 |
| （1）国の出先機関の現状と認識 | 28 |
| （2）見直しの基本的考え方 | 29 |
| （3）検討の経緯 | 29 |
| 2 事務・権限の見直しの考え方 | 31 |
| 3 組織の見直しの考え方 | 32 |
| （1）見直しの基本的考え方 | 32 |
| ①「二重行政」の弊害を是正する観点等から組織の見直しを検討するもの | 32 |
| ②現行の組織を残すもの | 32 |
| （2）地域との連携やガバナンスの確保の仕組み | 33 |
| ①府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み | 33 |
| ②公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み | 33 |
| 4 出先機関の改革の実現に向けて | 34 |
| 5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革 | 36 |
| （1）事務・権限の見直し | 36 |
| （2）組織の改革 | 36 |
| ①個別出先機関の組織の改革の方向 | 36 |
| ②地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ | 38 |
| 6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い | 41 |
| （1）人員の移管等の取扱い | 41 |

(2) 財源の手当ての取扱い 41

おわりに 42

別紙 1 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

別紙 2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表

別添試算 (国の出先機関改革に関する試算)

はじめに

地方分権改革推進委員会（以下「当委員会」という。）は、本年5月28日に第1次勧告を政府に提出した。そこでは、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにするとともに、それに基づいて、「重点行政分野の抜本的見直し」、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「補助対象財産の財産処分の弾力化」について取り上げ、具体的な改革案を政府に提言した。また、第2次勧告に向けた検討課題として、「国の出先機関の改革の基本方向」や、「法制的な仕組みの横断的な見直し等」を挙げた。

今回の第2次勧告は、これを受けたものである。

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、「地方政府」の確立を目指しつつ、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。

第2次勧告の2つの柱は、「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」である。

「地方政府」の確立には、自治行政権の確立だけでなく、自治立法権の確立が不可欠である。このためには、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点からも地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において条例を制定し、行政を実施する仕組みを構築することが必要である。

こうした観点から、第1章「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」では、地方自治体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている「義務付け・枠付け」について取り上げている。見直しを行うに当たっては、まず、各府省の協力を得て、これまで明らかでなかったその全体像を法律の条項単位で横断的に整理し、明らかにした。次いで、これをそのまま存置してよいかどうかのメルクマール（判断基準）を設定し、把握した全条項について該当・非該当の判断をこの勧告で示すとともに、今後の見直しの進め方について提言している。

自治行政権の拡充に関して、当委員会は、既に第1次勧告で、都道府県から基礎自治体への権限移譲の推進を提言した。国から地方自治体への事務・権限の移譲を本格的に取り上げることが、次の課題となる。

国の出先機関は、多数の職員と予算を持ち、国の実施事務の多くを担っているが、地方自治体との「二重行政」や、国民、住民の目が届かないなどの問題が指摘されている。国から地方自治体への権限移譲の検討にあたり、出先機関の見直しを避けて通ることはできない。国と地方を通じて簡素で効率的な行政を実現しつつ、こうした弊害を排除し、住民の目が届くような仕組みを導入するためには、府省別・分野別に縦割りで組まれてきた出先機関の組織のあり方を大きく転換する必要がある。こうした観点から、第2章「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」では、「骨太の方針」

¹で政府からかねて検討要請がなされていた 8 府省 15 系統の出先機関について、国と地方の役割分担を踏まえ、事務・権限の見直しや組織の見直しの具体的な改革の方向を提言している。

¹ 「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方

(1) 見直しの必要性

今次の地方分権改革は、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」を確立することを目指すものである。

第1次地方分権改革では、広い意味での関与の縮小廃止方策に改革の主眼が置かれた。特に、通達等による関与を縮小廃止するための方策として、機関委任事務制度を全面廃止した上で、地方自治体の事務を新たに自治事務か法定受託事務のいずれかに区分したが、原則として自治事務とすることとし、法定受託事務については、その定義とメルクマール（判断基準）を定めた上で、これに該当するものに限った。また、自治事務、法定受託事務の区分に応じて、地方自治体の事務に対する国、都道府県の関与について、その基本類型を定めるとともに、自治事務について基本類型以外に特別な関与（同意、許可・認可・承認、指示）を許容する場合のメルクマールを定めた。

しかしながら、「地方政府」の確立には、行政権の分権だけでなく立法権の分権が不可欠である。このため、条例により法令の規定を「上書き」する範囲の拡大を含めた条例制定権の拡充の必要があり、法制的な観点から、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を実施する仕組みを構築することが必要である。

このような認識の下に、地方分権改革推進法¹第5条では、「行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、・・・地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け・・・の整理及び合理化その他所要の措置を講ずる」こととしている。この「地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け」を本勧告では「義務付け・枠付け」と呼んでおり、この見直しこそが立法権の分権にほかならない。「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含む。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいう。もっとも、「義務付け」、「枠付け」は連続的な概念であることから、これを分けて用いることはせず、本勧告では、「義務付け・枠付け」を一体として見直しの対象としている。

¹ 地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）

(2) 見直しの経緯

このような基本認識に立って、当委員会は、「中間的な取りまとめ」（平成19年11月16日）において、自治事務を対象として、そのうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものについて、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、昨年末、これに該当しない場合に、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求める調査¹を行った。

各府省の回答内容を検証した結果として、第58回委員会（平成20年9月22日）において、約1万に及ぶ義務付け・枠付けについてメルクマール該当性の案を示した「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」を公表した。ここでは、当初示したメルクマールに加え、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を設定した。当委員会は、これについて各府省に意見を求めるとともに、ここでメルクマールに該当しないとされているものについて、再度、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求める調査²を行った。

各府省から回答を得た後、当委員会では、当委員会として「メルクマール非該当」と判断しているのに対し、各府省が「メルクマール該当」と判断しているもの、又は「非該当だが、なお存置が必要」と判断するもののうち、なお精査の必要があると認めたものについて各府省からヒアリングを実施してきた。この結果、この度、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」、及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」、並びに条項単位での該当・非該当の判断について結論を得たものである。

¹ 「地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について（依頼）」（平成19年12月19日府分権第120号内閣府地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等宛）

² 「第58回委員会「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について（依頼）」（平成20年9月22日府分権第112号内閣府地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等宛）

2 義務付け・枠付けの見直しの方針

(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とし、具体的には、その対象範囲を次のとおり設定している。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a)自治事務であること。

(b)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること。

(c)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること。

なお、あわせて、全国知事会「第二期地方分権改革」への提言等について」（平成19年7月25日）、同「国の関与の廃止等について（追加分）」、及び全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（以下「全国知事会、全国市長会の提言等」という。）のうち、自治事務に係る国の法令による義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小を求める項目に係る条項¹については、見直し対象に加えている。

法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、次を踏まえたものである。すなわち、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項）とされていること。他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（同法第2条第9項第1号）であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（同法第245条の9）とされていること。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならないことは当然である。

¹ 下記3「義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断」に一覧表で掲載している。

(2) 見直しの具体的な方針

(1) で設定した範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）については、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大すべきとの観点から、条項を単位として、(3) に掲げるメルクマールに該当する条項（見直し対象条項のメルクマール該当・非該当の判断は3による。）を除き¹、

- ①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
 - ②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
 - ③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- のいずれかの見直しを行う必要がある。その際には、①から③までの順序で見直しを行うべきである。

(3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

(2) による義務付け・枠付けの見直しにあたって、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を次のとおり設定した。前者は、国と地方自治体の役割分担の一般原則等を踏まえて「中間的な取りまとめ」において当委員会が提示したものであり、さらに各府省の回答を精査する過程においてその一部を明確化したものである（iv-a から g まで）²。後者は、同じく各府省の回答を精査する過程において、前者には該当しないが、なお見直し対象条項を現状のままで残さざるを得ないと当委員会が判断したものである³。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

¹ 当委員会としては、義務付け・枠付けのメルクマール該当性の判断を、条項を単位として行った。したがって、本勧告では、メルクマールに該当している内容を含んでいても、同時に、メルクマールに該当していない部分も含まれていれば、当該条項全体としては、メルクマール非該当と判断している。

² 第 57 回委員会（平成 20 年 9 月 16 日）

³ 第 57 回委員会及び第 66 回委員会（平成 20 年 11 月 19 日）

- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
 - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
 - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
 - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
 - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
 - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手續に関するもの
 - g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1))カ(ア) a 及び b に該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第2の4(1)キ(ア) a から e までに該当するものに限る。）¹に係る規定（第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込ま

¹ 「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」（抄）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等のあり方

カ 同意

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。

a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合

b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を元に関係地方公共団体が計画を作成する場合

(イ) (略)

キ 許可、認可及び承認

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって当該自治事務の処理の適正を確保することが困難であると認められるときを除き、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することのないようにしなければならない。

a 刑法等で一般的には禁止されているが特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合

b 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

d 法人の設立に関する事務を処理する場合

e 国の関与の名あてて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

(イ) (略)

れた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)

- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

**「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、
残さざるを得ないと判断するもののメルクマール**

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使（これに準ずるものを含む。）にあたっての私人保護（行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。）、地方自治体による事実証明（証明書、手帳交付）、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの（政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。）
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

3 義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

見直し対象条項のうち、2（3）に掲げるメルクマールに該当するもの及び該当しないものとして当委員会で結論の得られたものは別紙1で示すとおりであり、482法律10,057条項のうちメルクマールに該当するものは4,389条項、該当しないものは4,076条項である¹。

【別紙1】義務付け・枠付けのメルクマール該当・非該当の判断

なお、別紙1に掲げた条項は、各府省に対して調査を行い、見直し対象条項として回答があったものを踏まえて、当委員会として精査を加えたものである。この調査を行うに先立って、「中間的な取りまとめ」では、「自治事務でありながら、義務付け・枠付けをしている場合についてここで何ら回答がなかったときは、義務付け・枠付けの必要がないものという前提で作業を進める」としていたところであり、当委員会としては、仮に、別紙1に掲げた条項以外に見直し対象条項に該当するものがあるとすれば、2（2）により見直しを行う必要があると判断している。

別紙1に掲げた条項のうち、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているものは次のとおりであり、53法律の184条項のうちメルクマールに該当するものは15条項、該当しないものは165条項である²。

(凡例)

<列の項目>

| 法律 | 条 | 項 | メルクマール該当 非該当の 判断 | 全国知事会、全国市長会提言等（要旨） |
|----|---|---|------------------------|--------------------|
|----|---|---|------------------------|--------------------|

<メルクマール該当非該当の判断>

メルクマールに該当するものについては2（3）の各メルクマールの記号を、メルクマールに該当しないものについては「×」を記入している。

<全国知事会、全国市長会提言等（要旨）欄の表記>

（全国知事会）：全国知事会「『第二期地方分権改革』への提言等について」（平成19年7月25日）

（全国知事会・追加分）：全国知事会「国の関与の廃止等について（追加分）」（平成19年10月23日）

（全国市長会）：全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（平成19年10月3日）

¹ このほか1,592条項は準用・適用・読替規定であり、特段の必要がない限り、準用・適用読替の対象となる条項においてメルクマール該当・非該当の判断を行っている。

² このほか4条項は準用・適用・読替規定。メルクマール該当・非該当の判断については同上

<地方自治>

| | | | | |
|-------|-------------------------|-------|--------------------|--|
| 地方自治法 | 第 158 条 | 第 3 項 | × | <p>○予算・決算、条例の制定改廃、内部組織の設置に関する条例の大臣届出、報告</p> <p>予算、決算及び条例の制定改廃に関する総務大臣（都道府県知事）への報告並びに内部組織の設置に関する条例の制定改廃に関する届出は、自治の観点から廃止すべき。</p> <p>（全国知事会・追加分）</p> <p>知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告義務を廃止する。</p> <p>（全国市長会）</p> |
| | 第 219 条 | 第 2 項 | × | |
| | 第 233 条 | 第 6 項 | × | |
| | 第 252 条 の 17 の 11 | | × | |
| | 第 286 条 | 第 1 項 | iii iv (a、g) | <p>○一部事務組合、広域連合の規約変更等に係る総務大臣、都道府県知事の許可</p> <p>規約変更については、地域の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を可能にするため、関係地方公共団体の判断に任せるべきで、一部事務組合の解散及び事務委託や協議会の設置のように関係地方公共団体の協議が調べば済むこととし、総務大臣（都道府県知事）には届出とすべき。</p> <p>（全国知事会・追加分）</p> |
| | 第 291 条 の 3 | 第 1 項 | iii iv (a、g) | |

<警察>

| | | | | |
|---------------|--------|-------|---|---|
| 交通安全対策 基本法 | 第 17 条 | 第 2 項 | × | <p>○都道府県交通安全対策会議の組織の義務付け</p> <p>交通安全対策会議については、法令により会議の設置や構成員が定められており、地域の県民からの意見等の反映に苦慮している。地域の実情に応じた柔軟な対応を可能にするため、各都道府県が任意に設置や運用ができるようにすべき。また、委員の選任についても法令による委員の構成の指定を廃止する等、都道府県の主体的な判断で選任できるようにすべき。</p> <p>（全国知事会・追加分）</p> |
| | 第 17 条 | 第 3 項 | × | |

<国土・土地>

| | | | | |
|---------|--------|--------|---|---|
| 国土利用計画法 | 第 9 条 | 第 10 項 | × | <p>○土地利用基本計画に係る国土交通大臣の協議、同意</p> <p>土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議、同意及び国の地方支分部局との事前調整は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。</p> <p>（全国知事会）</p> |
| 公有水面埋立法 | 第 23 条 | 第 2 項 | × | ○埋立免許を受けた者による工作物の設置に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣への報告 |
| | 第 27 条 | 第 3 項 | × | ○埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議 |
| | 第 29 条 | 第 3 項 | × | ○埋立地の用途外使用に係る都道府県知事の許可に係る国土交 |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>通大臣の協議</p> <p>○法令違反等に対する都道府県知事の改善命令に係る国土交通大臣への報告</p> <p>港湾管理者が背後の都市計画との整合性等地域の实情に応じた港湾行政を行うため、海域管理（公有水面埋立）に関する認可や協議等は廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮、撤廃をすべき。（全国知事会）</p> |
|--|--|--|--|---|

<都市>

| | | | | |
|-------|------|-----|------|--|
| 都市計画法 | 第18条 | 第3項 | × | <p>○都道府県の都市計画の決定に係る国土交通大臣の協議、同意</p> <p>地域における主体的なまちづくりを行うため、協議、同意を必要とする「国の利害に重大な関係がある都市計画」を具体的に明記し、協議、同意を必要としない範囲を拡大すべき。（全国知事会）</p> |
| | 第19条 | 第3項 | × | <p>○市町村の都市計画の決定に係る都道府県知事の協議、同意</p> <p>市町村が行う都市計画決定に際し、広域調整及び都道府県都市計画との適合性の観点から都道府県知事の協議、同意が義務付けられているが、地域の实情に即したまちづくりを自らの判断で迅速に進めることができるように、広域に影響を及ぼさないもの等（地区計画、小規模な市街地開発事業等）に係る協議、同意を廃止し、協議、同意を必要とする範囲を縮小すべき。（全国知事会・追加分）</p> |
| | 第19条 | 第4項 | × | <p>都市計画については、そのすべての決定権限を市に移譲するとともに、市決定の都市計画における都道府県等との協議、同意を廃止し、都道府県からの意見聴取、都道府県への報告とする。また、三大都市圏に係る特例措置を廃止する。（全国市長会）</p> |
| | 第23条 | 第1項 | × | <p>○都道府県の都市計画区域の整備方針等の策定に係る農林水産大臣の協議</p> <p>地域における主体的なまちづくりを行うため、区域マスタープランの決定等に係る関係大臣への協議、意見聴取に係る事務は都道府県及び市町村に移譲し、都道府県及び市町村において協議手続きが完結するようにすべき。（全国知事会）</p> |
| | 第59条 | 第2項 | iv g | <p>○都道府県の都市計画事業の施行に係る国土交通大臣の承認</p> <p>既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべき。（全国知事会）</p> |

| | | | | |
|-----------------|-----|-----|---|---|
| 中心市街地の活性化に関する法律 | 第9条 | 第1項 | × | <p>○中心市街地活性化基本計画</p> <p>中心市街地の活性化は地域が自主的・主体的に取り組むべきであり、市町村が策定する中心市街地活性化基本計画の国による認定は廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
|-----------------|-----|-----|---|---|

<道路>

| | | | | |
|-----|------|-----|---|---|
| 道路法 | 第30条 | 第1項 | × | <p>○道路構造・道路標識の基準</p> <p>地域の実情に即した道路整備を行うため規制的な通知通達は廃止するとともに、技術的基準である道路構造令は縮小すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第30条 | 第2項 | × | |
| | 第45条 | 第2項 | × | <p>道路標識について、周辺環境に調和させるため、地域の特性に応じて柔軟に対応できるよう基準を緩和すべき。(特区の全国展開)</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第74条 | 第1項 | × | <p>○都道府県道の路線の認定、変更、廃止に係る国土交通大臣の協議</p> <p>自治事務であり自治体の役割と責任を明確にするため、都道府県道の認定、変更、廃止の国土交通大臣の協議は廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |

<河川・災害>

| | | | | |
|---------|------|-----|---|--|
| 河川法 | 第13条 | 第2項 | × | <p>○河川管理施設等の技術的基準(準用河川関係)</p> <p>河川管理施設の新設、改良、管理に関する技術的基準は縮小すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第79条 | 第2項 | × | <p>○河川整備計画等に係る国土交通大臣の協議、同意(準用河川関係)</p> <p>住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりの観点等、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、河川整備計画の国土交通大臣の協議、同意等は廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| 災害対策基本法 | 第40条 | 第3項 | × | <p>○都道府県地域防災計画の作成、修正に係る協議</p> <p>地域防災計画策定に係る国との協議は、地域の実態に応じた柔軟かつ迅速な計画策定の阻害要因となっているため廃止した上で、報告又は届出とし、必要に応じて助言する仕組みとすべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| 海岸法 | 第27条 | 第2項 | × | <p>○海岸保全施設の工事施工に伴う主務大臣の承認</p> <p>住民の安全な生活を確保する観点やまちづくりと防災対策の一体性の観点から、地方の主体的な判断で管理や事業が実施できるよう、海岸保全施設の新設又は改良工事を施工しようとするときの主務大臣の承認は廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |

<建築・住宅>

| | | | | |
|--------|---------------|-------|---|---|
| 建築基準法 | 第 68 条 の 2 | 第 5 項 | × | <p>○地区計画等の区域内での建築物に係る規制を条例により緩和する際の国土交通大臣の承認</p> <p>地区計画等の定められている区域内において、建築物に係る規制を条例で緩和する場合には、国土交通大臣の承認を得ることとされているが、地区計画等はその区域の特性にふさわしい土地利用の増進等を図るものであり、その目的を達成するため、主体的に条例を定めるものであることから、その内容に対して国の関与を必要とするものではないため、国土交通大臣の承認は廃止すべき。 (全国知事会・追加分)</p> |
| 住生活基本法 | 第 17 条 | 第 4 項 | × | <p>○都道府県が策定する住生活基本計画に係る国土交通大臣の協議、同意</p> <p>都道府県は、住生活基本計画の策定にあたり、公営住宅の供給目標量について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないと規定されているが、地方の裁量に任せるべき。 (全国知事会)</p> |
| 公営住宅法 | 第 5 条 | 第 1 項 | × | <p>○公営住宅の整備基準</p> <p>住宅の規模等について、地域の特性を踏まえた住宅の整備ができるよう公営住宅の整備に関する基準設定については廃止すべき。 (全国知事会)</p> |
| | 第 23 条 | | × | <p>○公営住宅の入居者資格要件</p> <p>公営住宅法を見直し、公営住宅の入居資格要件を枠組化し、実際の運用は各自治体の裁量によるものとする。(全国市長会)</p> |
| | 第 37 条 | 第 1 項 | iv g | ○建替計画の策定・変更に係る国土交通大臣の承認 |
| | 第 37 条 | 第 6 項 | iv g | ○公営住宅の譲渡の対価等の処分に係る規制 |
| | 第 44 条 | 第 1 項 | iv g | ○社会福祉法人等による公営住宅の使用等に係る国土交通大臣の承認 |
| | 第 44 条 | 第 2 項 | × | |
| | 第 44 条 | 第 3 項 | iv g | ○公営住宅の事業主体の変更に係る国土交通大臣の承認 |
| | 第 45 条 | 第 1 項 | iv g | ○公営住宅の実地検査等の結果に係る国土交通大臣への報告 |
| | 第 45 条 | 第 2 項 | iv g | |
| 第 46 条 | 第 1 項 | iv g | | |
| 第 49 条 | 第 4 項 | × | <p>公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。 (全国知事会)</p> | |

<教育>

| | | | | |
|-----------------------------------|------|-----|---|--|
| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第3条 | 第1項 | × | <p>○幼稚園設置基準の規制緩和(認定こども園関係)</p> <p>幼稚園の園舎は「耐火建築物」であることを要し、幼保連携型認定こども園を前提とする幼稚園において2階に保育室を置く場合、その園舎を「不燃構造」とする必要があるが、これは児童福祉施設最低基準を上回るもの(保育所は3階以上の場合、不燃構造を要求)であり、認定こども園を目指す幼稚園に必要以上の要件を課するものであるため、地方への権限移譲を含めて、基準を緩和すべき。 (全国知事会・追加分)</p> |
| | 第3条 | 第2項 | × | <p>○幼稚園と保育所の一元化</p> <p>幼稚園と保育所を一元化し、就学前児童への教育(保育)の均一化を図る。</p> <p>また、「認定こども園」における施設設置や職員配置等の基準や運営費等は、幼稚園・保育所の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した標準的制度として構築するとともに、基準を最低基準とするのではなく標準的なものとして法令の規定の枠組化を図る。 (全国市長会)</p> |
| 学校教育法 | 第3条 | | × | <p>○市町村立幼稚園の設置及び廃止</p> <p>市町村立幼稚園の設置・廃止に関する権限は、設置主体の市町村に移譲し、認可制から届出制とすべき。 (全国知事会)</p> |
| | 第4条 | 第1項 | × | <p>(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項、第2項、学校教育法第3条に同じ)</p> |
| | 第25条 | | × | <p>○高等学校教育における学習指導要領の大綱化及び弾力化</p> <p>高等学校教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、国の定める学習指導要領の大綱化・弾力化により、必修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化等を行い、学校の裁量権を拡大すべき。 (全国知事会)</p> |
| | 第52条 | | × | <p>○高等学校の特別支援学級における特別な教育課程の編成</p> <p>小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別な教育課程によることができる。しかし、高等学校においては、特別な教育課程が編成できることになっていないため、障害の種類や程度、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育ができるよう、高等学校の特別支援学級においても特別な教育課程の編成ができるようにすべき。 (全国知事会・追加分)</p> |
| | 第81条 | 第1項 | × | <p>○高等学校の特別支援学級における特別な教育課程の編成</p> <p>小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別な教育課程によることができる。しかし、高等学校においては、特別な教育課程が編成できることになっていないため、障害の種類や程度、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育ができるよう、高等学校の特別支援学級においても特別な教育課程の編成ができるようにすべき。 (全国知事会・追加分)</p> |

| | | | | |
|--------------------------------|--------|-----|---|---|
| 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 | 第4条 | | × | ○市町村立学校県費負担教職員に係る人事権等の移譲 市町村立学校県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数及び学級編制に関する権限等については、都道府県から市町村に移譲すべき。その際、人事権と給与負担は一体とすべき。また、市町村への権限移譲に当たっては、市町村ごとの態様の違いを考慮し、広域人事の仕組みを整備する等の条件整備が必須の課題である。 (全国知事会) |
| | 第5条 | | × | |
| | 第6条 | | × | |
| | 第6条の2 | | × | |
| | 第7条 | 第1項 | × | |
| | 第7条 | 第2項 | × | |
| | 第7条 | 第3項 | × | |
| | 第8条 | | × | |
| | 第8条の2 | | × | |
| | 第9条 | | × | |
| | 第10条 | | × | ○義務教育諸学校の学級編制に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲 学級編制に係る都道府県の関与を廃止するとともに、教職員定数権及び教職員人事権移譲後の給与支払い権限を市に移譲する。 (全国市長会) |
| | 第10条の2 | | × | |
| | 第11条 | 第1項 | × | |
| | 第11条 | 第2項 | × | |
| | 第12条 | | × | |
| | 第13条 | | × | |
| | 第13条の2 | | × | |
| | 第14条 | | × | |
| | 第15条 | | × | |
| | 第16条 | 第1項 | × | |
| 第16条 | 第2項 | × | | |
| 第16条 | 第3項 | × | | |
| 第17条 | 第1項 | × | | |
| 第17条 | 第2項 | × | | |
| 第18条 | | × | | |
| へき地教育振興法 | 第5条の2 | 第1項 | × | ○へき地手当の支給対象及び支給基準の弾力化 情報通信や道路交通網の整備・普及等により、へき地学校を取り巻く環境は変化してきているが、文部科学省の基準はそうした環境変化に対応していない。へき地手当の支給対象者や支給基準の決定等について、地域住民の生活実態や手当受給者の通勤実態といった、へき地学校の実態を反映させ、都道府県が実情に応じた調整ができるよう法律を改正すべき。 (全国知事会・追加分) |
| | 第5条の2 | 第2項 | × | |
| | 第5条の2 | 第3項 | × | |

<産業通則>

| | | | | |
|-------------------------------------|---------|-----|---|--|
| 中小企業団体の組織に関する法律 | 第101条の2 | 第3項 | × | <p>○商工組合等の認可等に係る都道府県の経済産業大臣への協議</p> <p>都道府県の区域を超えない商工組合及び商工組合連合会に係る設立認可、定款変更認可、解散命令等については、都道府県が処理する事務となっているが、命令、認可等をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない、設立認可、定款変更認可等について経済産業大臣へ協議することにより、県単独の認可の場合と比較して審査に要する時間が長くなることが考えられ、組合の迅速な事業展開のために、当該協議については廃止すべき。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p> |
| 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 | 第5条 | 第1項 | × | <p>○地方自治体の基本計画に対する国の協議、同意</p> <p>平成19年度から各自治体が行う企業誘致活動の結果に対して国が評価し、特別な支援を行うという新たな国の関与ができたが、廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 | 第4条 | 第1項 | × | <p>○都道府県の基本構想の策定義務</p> <p>支援対象とすべき地域の資源を都道府県が策定する基本構想の中で特定し(主務大臣が認定)、特定された資源を活用する中小企業者等の事業計画を国が認定し、各種の支援措置を講ずることとされているが、中小企業者等が国から具体的な支援を受けるためには、前提として都道府県の基本構想を作成せざるをえず、都道府県の基本構想の作成自体が事実上の義務付けとなっており、都道府県の基本構想作成の義務付けを廃止すべき。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p> |
| 小規模企業者等設備導入資金助成法 | 第12条 | 第1項 | × | <p>○小規模事業者等設備導入資金貸付事業の都道府県事業計画への国基準の適用</p> <p>地域の実態にあわせた運用ができるよう、小規模企業者等設備導入資金貸付事業についての都道府県事業計画への国基準の適用の義務付けを廃止し、国の定める基準は例示的・一般基準的なものとすべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |

<農業>

| | | | | |
|--------------|--------|-----|---|--|
| 農業委員会等に関する法律 | 第10条の2 | 第2項 | × | <p>○農業委員会の選挙区の設定要件の緩和</p> <p>農業委員会に二以上の選挙区を設ける場合において、市町村長が特に必要があると認めるときは、政令で定める基準によらずに選挙区を設けることができることとする。(全国市長会)</p> |
|--------------|--------|-----|---|--|

| | | | | |
|-----------------|------|-----|--------|---|
| 農業改良助長法 | 第7条 | 第7項 | × | <p>○協同農業普及事業の実施方針の農水大臣協議</p> <p>都道府県は農林水産大臣が定めた運営方針を基本に、都道府県実施方針を定めることになっているため、都道府県実施方針を定める際に必要となっている国との協議を廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第9条 | | × | <p>○農業普及指導員の資格</p> <p>農業普及指導員については都道府県に職の設置を義務付ける必置規制があるが、都道府県の判断で普及事業を実施できるよう、農業普及指導員の任用資格設定権限を都道府県に移譲すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| 農山漁村電気導入促進法 | 第2条 | 第1項 | × | <p>○都道府県の農山漁村電気導入計画の策定義務</p> <p>電気が供給されていない農山漁村等において、農林漁業団体から電気導入事業の申請があった場合、都道府県は電気導入計画を作成し、農林水産大臣に提出しなければならないとされているが、農林水産省からの決定通知を待たなければ、農林漁業団体は貸付を受けることができず、速やかな事業（発電施設の改良、造成等）実施を妨げている。そのため都道府県の電気導入計画策定の義務付けを廃止し、農林漁業団体が直接農林漁業金融公庫等へ事業計画を提出し、融資を受けられるように改善すべき。</p> <p>(全国知事会・追加)</p> |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 第4条 | 第5項 | × | <p>○農業振興地域整備基本方針・農業振興地域整備計画の大臣・知事協議、同意</p> <p>都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣への協議、同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村が農業振興地域整備計画を定めるときの都道府県知事への協議、同意の義務付けを廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> <p>農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。</p> <p>(全国市長会)</p> |
| | 第8条 | 第4項 | × | |
| | 第13条 | 第4項 | (準用規定) | |
| 主要農作物種子法 | 第4条 | 第4項 | × | <p>○主要農作物(米、麦、大豆)種子に係る審査・交付業務</p> <p>都道府県は、栽培中の主要農作物の成熟状況等を審査する「ほ場審査」及び生産段階における主要農作物種子の発芽良否等を審査する「生産物審査」を行い、証明書を交付することが義務付けられているが、生産後の種子の品質等の検査は民間事業者で行われており、園芸作物の種苗生産については都道府県の審査義務はなく民間事業者で適切な種苗生産が行われていることから、栽培中の主要農作物についてのみ都道府県の審査等を義務付ける必要性は低く、民間事業者で実施できるような仕組みとすべき。</p> <p>(全国知事会・追加)</p> |
| | 第4条 | 第5項 | × | |
| | 第5条 | | ア | |

<林業>

| | | | | |
|-------------------|--------|-----|---|---|
| 林業労働力の確保の促進に関する法律 | 第4条 | 第3項 | × | <p>○林業労働力の確保の促進に関する基本計画の大臣協議</p> <p>都道府県は、国で定めた基本方針に基づき、林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定・変更の際には国に協議しなければならないとされているが、基本計画は国の基本方針に基づいて策定・変更しているものであり、計画策定・変更の内容に関する協議までの関与は不要であり、協議を廃止すべき。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p> |
| 森林法 | 第6条 | 第5項 | × | <p>○地域森林計画の策定に係る協議</p> <p>都道府県が策定する「地域森林計画」に係る農水大臣への協議は、地域の実態に即した計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第10条の2 | 第6項 | × | <p>○林地開発許可事務に係る都道府県森林審議会への意見聴取</p> <p>林地開発の許可にあたっては、森林審議会の意見を聴くことが義務付けられているが、この意見聴取については、都道府県段階で既に許可基準に合致する申請のみを森林審議会に諮問していること、自治事務となる以前は通達により10ha以上の案件について意見を聴取してきたが問題はなかったこと等から、森林審議会への意見聴取をするか否かは都道府県知事の判断で行うべきであり、「義務規定」から「意見を聴くことができる」という規定にすべき。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p> |
| 森林病虫害等防除法 | 第7条の3 | 第3項 | × | <p>○森林病虫害等防除実施基準に係る協議</p> <p>都道府県が策定する防除実施基準については、国の基準に則り策定しており、国との協議を廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第7条の5 | 第2項 | × | <p>○森林病虫害等防除に係る区域の指定及び変更についての協議</p> <p>手続きの迅速化のため、「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」の区域の指定及び変更についての国との協議は、被害が県域を越える等広域的に拡大する恐れのある場合に限定すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |

<水産業>

| | | | | |
|-----|-------|-----|--------|---|
| 漁業法 | 第11条 | 第6項 | × | <p>○漁業権の免許</p> <p>漁業権の免許等は自治事務であり、都道府県知事の有する漁業権の免許に対する免許内容や変更等を指示できる等の国の関与を廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第34条 | 第3項 | (準用規定) | |
| | 第39条 | 第5項 | (準用規定) | |
| | 第128条 | 第4項 | × | |
| | 第129条 | 第7項 | × | <p>○遊漁規則の認可</p> <p>遊漁規則の認可は自治事務であり、公示内容を省令でなく都道府県条例で定めるべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |

| | | | | |
|----------------|------|-----|---|---|
| 遊漁船業の適正化に関する法律 | 第12条 | | × | ○遊漁船業務主任者養成講習 住民の要望に応える迅速な対応をするため、都道府県が実施する遊漁船業務主任者養成講習に係る農林水産大臣の認定を廃止すべき。 (全国知事会) |
| 漁港漁場整備法 | 第6条 | 第7項 | × | ○漁港区域の指定又は変更についての大臣認可 漁港区域の設定は漁港整備だけでなく、海岸の管理等とも密接に関わっており、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じ、漁港管理者が区域の変更も柔軟に対応する必要があり、第1種、第2種漁港の大臣認可を廃止し、都道府県や市町村が独自に指定等を行えるようにすべき。 (全国知事会・追加分) |

<工業>

| | | | | |
|--------------|-----|-----|------|---|
| 農村地域工業等導入促進法 | 第4条 | 第4項 | iv g | ○農村地域工業等導入計画策定、変更等の協議、同意 都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県の農村地域工業等導入基本計画の作成・変更時の主務大臣への協議、同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村の農村地域工業等導入実施計画の作成・変更時の都道府県知事への協議、同意の義務付けを廃止すべき。 (全国知事会・追加分) |
| | 第5条 | 第8項 | iv g | |

<運輸・観光>

| | | | | |
|-----|--------|-----|---|--|
| 港湾法 | 第2条 | 第6項 | × | ○港湾施設に係る国土交通大臣の認定 港湾法に、港湾区域及び臨港地区を外れて整備される施設については、国土交通大臣が港湾管理者の申請を受けて認定した場合のみ港湾施設とみなされるという規定(法第2条第8項)があることから、一方で整備事業が採択されているにも拘らず、他方で施設認定完了までに長時間を要しているため、港湾管理者が補助事業及びそれと密接に関連した他の事業による計画的な整備に着手できずに冬季や年度末近くの工事発注や発注工事の中止を余儀なくされる状況が発生している。港湾施設については港湾計画策定時・補助事業採択時に建設が了承されているため、国土交通大臣による施設認定を廃止すべき。 ※道路法では都道府県道の路線認定は都道府県知事が行うことになっている。 (全国知事会・追加分) |
| | 第44条の2 | 第2項 | × | ○重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の協議、同意 |
| | 第3条の3 | 第4項 | × | ○港湾計画の策定・変更に係る国土交通大臣への提出 |
| | 第3条の3 | 第8項 | × | ○地方公共団体による港湾区域の決定・変更に係る国土交通大臣・都道府県知事の認可 ○港湾管理者としての地方公共団体による委員会の設置に係る国土交通大臣への届出 |

| | | | | |
|------------------------------------|--------|------|--------|--|
| | 第4条 | 第4項 | × | <p>○港湾管理者による港湾隣接地域の指定・公告に係る国土交通大臣への報告</p> <p>○国土交通大臣の要求による港湾管理者の料率の変更</p> <p>○国が負担・補助した港湾施設の譲渡等に係る国土交通大臣の認可</p> <p>○重要港湾の港湾管理者による収支報告の写しの国土交通大臣への提出</p> <p>○港湾管理者による協議会の規約の決定・変更に係る国土交通大臣への届出</p> <p>○特定港湾管理者による特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定に係る国土交通大臣の同意</p> <p>○港湾管理者による特定埠頭の運営者の認定に係る国土交通大臣の同意</p> <p>港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第9条 | 第2項 | × | |
| | 第33条 | 第2項 | × | |
| | 第35条 | 第3項 | × | |
| | 第37条の2 | 第3項 | × | |
| | 第44条 | 第5項 | × | |
| | 第46条 | 第1項 | ii、ivg | |
| | 第49条 | | × | |
| | 第50条の3 | 第3項 | × | |
| | 第50条の4 | 第3項 | × | |
| | 第50条の4 | 第8項 | × | |
| | 第54条の3 | 第3項 | × | |
| | 第54条の3 | 第11項 | × | |
| | 第58条 | 第3項 | × | <p>○埋立地の用途変更・権利移転等に係る港湾管理者の許可に係る国土交通大臣の協議</p> <p>港湾管理者が背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行うため、海域管理（公有水面埋立）に関する認可や協議等は廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮・撤廃をすべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 | 第4条 | 第2項 | ivg | <p>○外客来訪促進計画に係る観光庁長官の同意</p> <p>観光行政の実施主体である地域の自主性・主体性に任せるべきであり、外客来訪促進計画（都道府県単独又は共同）に対する国の同意を廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |
| | 第4条 | 第6項 | (準用規定) | |
| 空港法 | 第8条 | 第2項 | × | <p>○地方管理空港の滑走路等の新設等に係る国土交通大臣の協議、同意</p> <p>第二種空港（地方管理）、第三種空港の設置、変更又は航空保安施設の工事施行に係る国土交通大臣への協議は、あらかじめ空港設置、変更に係る国土交通大臣の認可を受けていることから、これを廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p> |

<労働>

| | | | | |
|-----------|--------|-----|---|---|
| 職業能力開発促進法 | 第15条の6 | 第1項 | × | <p>○都道府県による職業訓練の実施</p> <p>都道府県職業能力開発校の管理運営の外部委託等ができるよう、国による設置及び管理に対する義務付けは廃止し、助言及び勧告等の関与は最小限にすべき。 (全国知事会)</p> <p>普通課程の普通職業訓練は、短期課程と異なり、民間施設で実施(民間委託)することができない等、行政の弾力化・効率化を阻害しており、都道府県の自主的な判断により、実施が可能となるよう、国の義務付けを廃止すべき。 (全国知事会・追加分)</p> |
| | 第15条の6 | 第3項 | × | |

<環境>

| | | | | |
|--|-------|-----|---|---|
| 自然環境保全法 | 第49条 | 第1項 | × | <p>○自然環境保全地域の指定についての国の行政機関との協議</p> <p>特別地区の指定に際して、自然環境保全法第49条により環境大臣との協議が義務付けられているが、制度運用が地方に定着していることから、報告で足りる。 (全国知事会・追加分)</p> |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 第11条 | 第3項 | × | <p>○総量削減計画の大臣の同意、協議</p> <p>都道府県が策定する総量削減計画については、国の定める基本方針を踏まえた上で、地域の実情に応じて策定すべきものであるため、国への協議、同意は廃止すべき。 (全国知事会)</p> |
| 大気汚染防止法 | 第5条の3 | 第3項 | × | |
| 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 | 第7条 | 第3項 | × | |
| 水質汚濁防止法 | 第4条の3 | 第3項 | × | |

<厚生>

| | | | | |
|-------|------------|-----|---|---|
| 地域保健法 | 第10条 | | × | ○保健所長の医師資格要件緩和 保健所長は、医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員が遂行可能であり、医師資格要件を廃止すべき。（全国知事会） |
| 水道法 | 第6条 | 第1項 | × | ○水道事業の大臣認可、大臣届出 水道事業における認可等を廃止し、市の責任において実施できるようにする。（全国市長会） |
| | 第7条 | 第1項 | × | |
| | 第7条 | 第2項 | × | |
| | 第7条 | 第3項 | × | |
| | 第10条 | 第1項 | × | |
| | 第10条 | 第3項 | × | |
| | 第11条 | 第1項 | × | |
| | 第11条 | 第2項 | × | |
| | 第13条 | 第1項 | × | |
| | 第14条 | 第5項 | × | |
| | 第24条 の3 | 第2項 | × | |
| | 第26条 | | × | |
| | 第27条 | 第1項 | × | |
| | 第27条 | 第3項 | × | |
| | 第30条 | 第1項 | × | |
| 第30条 | 第2項 | × | | |
| 第30条 | 第3項 | × | | |
| 第31条 | | × | | |
| 下水道法 | 第2条の 2 | 第7項 | × | ○流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣の協議、同意 県際河川、広域的閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、関係自治体との協議を行うことにより、直接、国の利害に影響を与えないものと考えられるため、国への協議、同意は廃止すべき。（全国知事会・追加分） |
| | 第4条 | 第1項 | × | ○公共下水道の事業計画に係る国土交通大臣の認可 既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべき。（全国知事会） |
| | 第25条 の3 | 第1項 | × | ○流域下水道の事業計画に係る国土交通大臣の認可 流域下水道の設置について国土交通大臣が事業認可しようとする際に、保健衛生上の観点で環境大臣から意見聴取することとされているが、環境大臣が当該流域下水道による処理区域以 |

| | | | | |
|----------------|---------------|-------|---|--|
| | | | | 外の区域に対する影響を把握することを目的とするものであり、都道府県知事から環境大臣への事業計画の届出に代える等、事務の簡素化を図るべき。なお、国土交通大臣の認可についても、法定手続きを経て決定された都市計画に即して実施されるものであるため、廃止すべき。 (全国知事会・追加分) |
| 保健師助産師 看護師法 | 第 18 条 | | × | ○准看護師試験の実施 准看護師試験は、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも 1 回行うことが義務付けられており、准看護師養成所の閉校等によって、准看護師課程の卒業生が皆無であっても試験を実施しなければならないことから、行政の非効率化を招いているため、准看護師養成所のない都道府県については試験を実施しなくていいよう改正すべき。 (全国知事会・追加分) |
| 医療法 | 第 30 条 の 4 | 第 2 項 | × | ○全国一律の基準病床数設定の廃止 全国一律の算定による設定は、都道府県が地域医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよう、廃止すべき。 (全国知事会) |

<社会福祉>

| | | | | |
|-------|--------|-------|---|---|
| 児童福祉法 | 第 35 条 | 第 2 項 | × | ○児童自立支援施設の職員身分規定 都道府県は児童自立支援施設の必置と、その施設長、児童自立支援専門員（生活支援員）は都道府県の職員を充てることとする義務付けがあることから、都道府県が設置する当該施設の外部委託が不可能となっているため、効率的な行政運営が可能となるよう、職員の身分規定を廃止すべき。 (全国知事会・追加分) |
| | 第 45 条 | 第 2 項 | × | ○福祉施設最低基準の遵守義務規定<児童福祉施設> 児童館の設備や運営に係る基準については、実施主体である市町村において、児童数等の地域の様々な実情に応じた運営ができるよう、要件を緩和すべき。 (緩和すべき要件の例) 設備基準の緩和（集会室と遊戯室は設置が義務付けられているが、必ずしも両方必要ではない等） (全国知事会) 保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、保育所設備や職員配置等の基準設定を市町村に移譲すべき。 (地域間で異なる設置・運営環境の例) 都市部：施設用地の確保が困難等 過疎部：保育士の確保が困難等 |

| | | | | |
|-----------------|---------|-------|---|---|
| | | | | <p>(移譲すべき基準設定の例) 乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準、保育士の配置基準 (全国知事会)</p> <p>保育児童の発育・発達過程に応じたよりよい給食の提供が可能となるよう、公立保育所における給食の外部搬入を行うことができるようにすべき。 (全国知事会)</p> <p>民間保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない一方、既に構造改革特区において公立保育所は「保育児童の発育・発達過程に応じたよりよい給食の提供」という理由で提案されているが、公立保育所に限る必要はなく、一定の条件のもと、公立、民間立を問わず外部搬入を認める内容に拡充すべき。 (全国知事会・追加分)</p> <p>保育所設備基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。 (全国市長会)</p> |
| 老人福祉法 | 第 17 条 | 第 2 項 | × | <p>○福祉施設最低基準の遵守義務規定<養護老人ホーム、特別養護老人ホーム></p> <p>老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき。</p> <p>(縮小すべき義務付け・枠付けの例) 特別養護老人ホーム等の耐火性能に係る規制の緩和 (木造 2 階建)</p> <p>(全国知事会)</p> |
| 高齢者の医療の確保に関する法律 | 第 133 条 | 第 2 項 | × | <p>○法定給付以外の保険給付を行おうとする場合等の都道府県知事協議</p> <p>市町村が法定給付以外の保険給付を行おうとする場合やその他の政令で定める場合 (保険料率の設定及び変更を予定) においては、あらかじめ都道府県知事への協議が義務付けられており、当該事務が市町村の自治事務であるにもかかわらず、都道府県知事に協議しなければならないとする必要性が不明であり、また、法律上、保険料率は政令で定める基準に従って条例で定めることとなっていることから、市町村の裁量による部分は限られているため、当該規定は廃止すべき。</p> |
| 国民健康保険法 | 第 12 条 | | × | <p>広域連合が法定給付以外の保険給付を行おうとする場合及びその他の政令で定める場合 (保険料率の設定及び変更を予定) においては、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされているが、広域連合がその条例に定めるところにより行う法定外の保険給付や保険料率の設定等について、当該事務が広域連合の自治事務であるにもかかわらず、都道府県知事に協議しなければならないとする必要性が不明であるため、当該規定は廃止すべき。 (全国知事会・追加分)</p> |

| | | | | |
|----------|----------|-----|---|--|
| 介護保険法 | 第74条 | 第1項 | × | <p>○介護保険事業者の指定基準</p> <p>介護保険事業者の指定基準等について、地域が主体的に判断してサービスを提供することが必要であり、義務付け・枠付けは縮小すべき。</p> <p>(縮小すべき義務付け・枠付けの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの指定における研修の受講要件 ・訪問リハビリテーション等における指定基準 ・介護予防支援業務における指定居宅介護支援事業者への委託件数の制限 <p>(全国知事会)</p> |
| | 第74条 | 第2項 | × | |
| | 第78条の4 | 第1項 | × | |
| | 第78条の4 | 第2項 | × | |
| | 第81条 | 第1項 | × | |
| | 第81条 | 第2項 | × | |
| | 第88条 | 第1項 | × | |
| | 第88条 | 第2項 | × | |
| | 第97条 | 第1項 | × | |
| | 第97条 | 第2項 | × | |
| | 第97条 | 第3項 | × | |
| | 第110条 | 第1項 | × | |
| | 第110条 | 第2項 | × | |
| | 第115条の4 | 第1項 | × | |
| | 第115条の4 | 第2項 | × | |
| | 第115条の13 | 第1項 | × | |
| | 第115条の13 | 第2項 | × | |
| | 第115条の22 | 第1項 | × | |
| | 第115条の22 | 第2項 | × | |
| 第115条の39 | 第4項 | × | <p>○地域包括支援センターの基準</p> <p>地域包括支援センターの設置基準、職員配置基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。</p> <p>(全国市長会)</p> | |
| 障害者自立支援法 | 第5条 | 第2項 | × | <p>○障害者自立支援における居宅介護の要件緩和</p> <p>障害者自立支援法において「居宅介護」とは、居宅において行われる介護等のサービスと規定されており、居宅外では認められていないため、居宅以外の広範囲な生活場面での活動を支援するサービスが乏しく、障害者の地域生活に支障をきたしているため、障害者の生活実態に応じて学校生活等「居宅外」の場所でのヘルパーの活用や送迎が可能となるよう枠付けを緩和</p> |
| | 第28条 | 第1項 | × | |
| | 第29条 | 第1項 | × | |

| | | | | |
|--|------|-----|---|--|
| | | | | すべき。 (全国知事会・追加分) |
| | 第80条 | 第2項 | × | <p>○障害福祉サービス事業等の基準</p> <p>「就労移行支援」や「就労継続支援」等の複数の障害福祉サービスを同一事業所で提供する「多機能型」の指定を受ける場合、6人以上の利用者が必要となっており、へき地等の地方では2～3人の対象利用者しか確保できない場合もあるため、都道府県において利用者数の確保が困難と認めた場合は6人以下でも指定できるよう基準を緩和すべき。 (全国知事会・追加分)</p> |

4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方

3においてメルクマールに該当しないと判断した見直し対象条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべきであるが、これまでの当委員会の調査審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る。

このため、第2次勧告後、速やかに、各府省に対し、(a)から(c)までに係るものについて、それぞれに掲げる方針に従って見直しを行うことを求めることとする。各府省の回答は公表するとともに、その内容について当委員会として重点的な調査審議を行う。

(a) 施設・公物設置管理の基準

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 基準の全部の廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容
- ③ 基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

(c) 計画等の策定及びその手続

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである（計画等の策定手続のうち、(b)に該当するものについては、(b)に掲げる方針による）。

- ・計画等の策定の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ・計画等の内容の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容
- ・計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容

さらに、今後制定される法令が、第1次地方分権改革で構築された関与の諸原則に加え、今次の地方分権改革で構築される義務付け・枠付けの諸原則に沿ったものとなるよう、各府省及び政府全体として自律的にチェックしていくための組織的な仕組みについても検討を進める予定である。

第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

1 国の出先機関の見直しの基本的考え方

(1) 国の出先機関の現状と認識

各府省は、地理的な管轄区域を限った現地機関として、多くの地方支分部局（出先機関）を設置し、多種多様の事務・権限を担わせている。この中には、近年における地方自治体の役割の拡大、交通機関や情報通信手段の著しい発達やそれにとどまらない社会経済情勢の変遷に伴う行政需要の消長により、もはや国が全国に出先機関を設置して実施する必要性の薄れたものもある。政府はこれまでも、出先機関の整理合理化や定員削減等を進めてきたが、国の行政機関の定員約 32 万人のうち約 21 万人は、いまなお出先機関の職員が占めている。

国の出先機関の事務は、現地性が高く、住民に身近なものも多い。このため、地域における総合的な行政主体である地方自治体との関係において「二重行政」になっているのではないかとの厳しい指摘がなされてきた。国と地方あわせて約 800 兆円の長期債務残高を抱えるという危機的な財政状況の中で、「二重行政」の無駄を排除し、国と地方を通じた簡素で効率的な行政の実現をはかることは、国民の目から見ても必須である。

道路特定財源をめぐる議論の中で判明した国の出先機関とその外郭団体での無駄遣いの実態、直轄公共事業をめぐる官製談合事件、いわゆる事故米の不正流通問題でのずさんな対応などを通じて、あらためて国の出先機関における構造的なガバナンス（統治）の欠陥が問われる事態となっている。これらの出先機関は、実施部門として膨大な人員と予算を持ち、各地域において大規模な公共事業の実施や法令の執行等を行っている。しかし、個々の事務・権限の執行について、大臣や本府省、国会や国民等によるチェック機能が働きにくく、また、地域の民主主義によるガバナンス（統治）の圏外にあるため、業務運営に地域住民の意向が反映されにくい。

世界的な経済不況の中で、地方の置かれている状況は、ますます厳しい。地方再生、地域振興は緊急の課題となっている。地域の活力を呼び覚まし、地方自治体が自ら地域経営を行うことができるようにすることが一段と強く求められている。このためには、総合行政主体である地方自治体が担う役割のさらなる拡大と、国の取組みの総合化とが必要である。国の出先機関のあり方についても、府省別・分野別に縦割りで組み立てられてきたこれまでの国の行政実施体制を大きく転換しなければならない。

以上のような状況認識に立ち、当委員会では、地方分権改革の一環として、国の出先機関の見直しについて検討することとしたものである。

(2) 見直しの基本的考え方

国の出先機関の見直しを進めるにあたっては、国はその本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政は、できる限り地域の総合的な行政主体である地方自治体にゆだねるといふ、地方分権改革推進法第5条等に定められた国と地方の役割分担の基本に沿って、事務や権限の見直しを行うこととする。国と地方の役割分担を明確にし、それぞれが適切な役割を担うことにより、「二重行政」の弊害を徹底して排除する。これに加え、不要となった事務や事業の廃止・縮小、事務の集約化、民営化・独立行政法人化等を検討することにより、国と地方を通じた簡素で効率的な行政の実現をはかる。

国会や国民の目の届きにくい国の出先機関の事務・権限を、住民との距離が近い地方自治体にできるだけ移譲することにより、地方議会や地域住民によるチェックや民意の反映等が的確に行われるように改める。すなわち、地域の民主主義によるガバナンス（統治）の充実をはかる。また、国の出先機関の事務・権限として残るものについても、透明性を高め、地域住民の目の届くものとなるような仕組みを提案する。

地方再生、地域振興をはかる観点から、地方自治体へ権限と責任を移譲することにより、知事や市町村長が自らの創意工夫と決断で行動する地域の経営者となれるようにするとともに、地方再生、地域振興に係る国の施策を効率的・効果的かつ総合的に実施できるよう、国の施策を現地レベルで実施する出先機関の組織の見直しを行う。

こうした見直しにより、国民、地域住民にとって、国と地方を通じて行政がより良いものになることを目指す。

(3) 検討の経緯

平成19年5月25日の経済財政諮問会議で有識者議員から「国の出先機関の大胆な見直し」が示された。この中で、8府省15系統の国の出先機関について、「地方に移譲可能」な事務が存在しているのではないかとされた。これを受けた「骨太の方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、政府方針として、国の出先機関についての抜本的な見直しを地方分権改革推進委員会が行うように要請された。今回の検討は、この要請に基づくものである。

そこで、当委員会では、国の出先機関の抜本改革に向けて、昨年夏から秋にかけて、検討対象とする出先機関の実態を把握するため、事務所・出張所等のレベルを含む組織、人員、予算等の現況について詳細な調査を行った。本年1月からは、本格的な検討に着手し、関係府省からのヒアリングや、全国知事会をはじめとした関係者との意見交換を重ねつつ、調査審議を進めてきた。7月以降には、さいたま市や仙台市に所在する国の出先機関の視察を行い、主要な出先機関の現場の実情把握に努めるとともに、府省を超えた総合的な出先機関である内閣府沖

縄総合事務局の現地視察なども行った。

この間、本年5月に行った第1次勧告では、「国の出先機関の改革の基本方向」を提示した。8月には「国の出先機関の見直しに関する中間報告」（以下「中間報告」という。）を取りまとめ、事務・権限の仕分けの考え方の具体化や国の出先機関の組織の見直しに関する基本的な考え方などを明らかにした。事務・権限の仕分けについては、中間報告で具体化した考え方を基に、各府省の見解を求めた上で、9月以降、主要な事項について関係府省と順次公開討議を行うなど議論を深めてきた。なお、委員会の審議は、報道関係者に公開し、インターネットで審議状況を広く一般に動画配信するなど、公開の場で行ってきた。

このような中、11月には、麻生内閣総理大臣から当委員会の委員長に対し、国の出先機関について、国と地方の二重行政の排除、国会や国民の目の届かない出先機関を地域住民の目の届くようにすること、地方再生、地域振興の観点から、抜本的に統廃合してほしいとの要請があり、その趣旨に沿った勧告を早急に出すよう求めがあった。

これを受け、当委員会では、国の出先機関の事務・権限の仕分けについての検討結果を取りまとめるとともに、あわせてその組織の見直しについても検討を進め、結論を得たものである。

2 事務・権限の見直しの考え方

今回見直しの対象とした8府省15系統の国の出先機関の事務・権限の中には、国が本来担うべき役割に属するものもあるが、行政の重複を排除し国と地方を通じた簡素化及び効率化を推進する観点等から、見直しが必要なものもある。

出先機関の事務・権限の見直しの検討にあたっては、地方分権改革推進法及び地方自治法が定める国と地方の役割分担の基本を踏まえつつ、当委員会が第1次勧告で示し、中間報告で具体化した「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」に沿って、事務・権限の仕分けを行う。

この「仕分けの考え方」では、国の出先機関の事務・権限を、国と地方の現行の事務・権限の配分関係を基に、まず①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型の4類型に分け、これを基本としてさらに詳細な分類を行い、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を示している。これを基に、関係府省からのヒアリングの結果や全国知事会など関係者の意見等も考慮しつつ、出先機関の事務・権限を、廃止（民営化、独立行政法人化を含む。）を検討するものや、地方自治体への移譲を検討するものなどに仕分けを行う。

その際、国民や地域住民にとっての利便性や安全・安心の維持向上等の観点から、国に事務・権限を残しつつ、地方の役割を拡大することが適当と考えられる場合には、事務・権限を新たに地方自治体に付与し国と地方の新たな協働関係を構築する。

以上のような仕分けに基づき、対象となる国の出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織の見直しについて提案する。

3 組織の見直しの考え方

(1) 見直しの基本的考え方

① 「二重行政」の弊害を是正する観点等から組織の見直しを検討するもの

国の出先機関のうち、重複型、分担型及び関与型の事務・権限や、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連する国専担型の事務・権限が多くを占めるものについては、地方自治体との「二重行政」の弊害を是正する観点に加え、ガバナンス（統治）の確保、行政の簡素・効率化等の観点から、現行の組織を原則として廃止し、以下の方向で抜本的な整理合理化と統廃合を行う。

なお、社会情勢の変化により業務対象がほとんどなくなり業務そのものが不要となるものについては、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、組織を廃止することを基本とする。

ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合

地方再生や地域振興の観点から国の出先機関として果たすべき役割・機能について、その効果的な発揮を確保し、地方自治体や地域住民との窓口の一元化を図り、また、いわゆる縦割りの弊害を排除するため、現行の組織を廃止して、府省を超えた総合的な出先機関を編成し、国の出先機関の事務・権限として残すこととなるものを、統合・一元化する。

その際、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との区別に着目し、組織上の分担体制と責任の所在を明確化することにも留意する。

イ 同一府省における出先機関の統廃合

アに該当しない出先機関について、当該機関と、同一府省内の専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関の機能・所掌事務等に親和性がある場合には、現行の組織を廃止し、これらを統合する。

ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

都道府県単位の機関が置かれているものについては、現行の組織を廃止して、国の出先機関の事務・権限として残すこととなるものを、原則としてすべてブロック単位機関へ集約・統合する。

② 現行の組織を残すもの

仕分けによる整理の結果、ほとんどの事務・権限を出先機関の事務・権限として残すこととなる場合であって、かつ、それにより「二重行政」の弊害やその新たな拡大をもたらすおそれがないと考えられるものについては、現行の組織を残すものとする。

なお、既往の方針に基づき、独立行政法人化による主要な事務・権限の廃止

が予定されている場合であって、独立行政法人化後に国に残る機能を存続させても「二重行政」の弊害やその新たな拡大をもたらすおそれがないと考えられるものについても、当該機能を担う組織を残すものとする。

(2) 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

① 府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み

府省を超えた総合的な出先機関の設置にあたっては、「二重行政」の弊害やその新たな拡大をもたらすこととならないようにするとともに、当該機関の業務運営について、地域住民の目が届くようにしていくことが必要である。

このため、出先機関が担う地域に係る事務・権限に関して地元自治体と調整するための仕組みとして、管轄区域内の都道府県及び政令市など関係地方自治体から成る協議会を設ける。

こうした仕組みの実効性を確保するためには、出先機関が管轄区域内で事務・権限を主体的かつ一体的に処理し総合性を発揮することができるように、本府省が出先機関の長に権限を委任することが重要であり、これにより、各機関が、所管する行政分野において十全な説明責任を果たすことも可能となる。

② 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

国の出先機関が行う直轄公共事業の実施については、地方自治体の負担金等の積算や使途の明細が不明確であるなど、かねてからその透明性について問題が指摘されている。

こうしたことに対応するためにも、政府、各府省、各出先機関は、社会資本の整備に関する計画等において主要な事業の実施場所等その具体的内容をできる限り明らかにすることや、事業実施の前後において、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することなど、既に行われている取組みをより一層的確に実施することに加え、例えば個別事業に係る積算や使途の明細などのセグメント情報（事業種別、具体的実施箇所、予定事業費等）を開示する仕組みを導入するなどにより、国民や地域住民の目から見て出先機関における事業実施の適正性や透明性を確保する仕組みを拡充すべきである。

4 出先機関の改革の実現に向けて

本勧告を踏まえ、地方自治体への事務・権限の移譲と国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、一定の準備期間が必要になると考えられる。

政府に対しては、当委員会が本勧告で示した方向に沿って、こうした国の出先機関の改革の具体化に向けた検討に早急に着手し、これを実現するための工程を明らかにした計画を平成 20 年度内に策定することを要請する。同時に、以下の 6 で述べた人員の移管等については、そのための仕組みづくりに一定の時間を要すると考えられるので、計画策定と並行してそのための検討を進めることを要請する。

さらに、こうした改革を強力に推進するための体制づくりを政府に要請しておきたい。

地方自治体には、事務・権限の移譲に伴う人員の円滑な移行とそのための仕組みづくりなど、本改革の実現に向けて最大限の協力をお願いしたい。また、この改革の実現により拡大する役割と責任を自覚し、移譲される事務・権限の的確な実施に努めていただきたい。

なお、国の出先機関について、新組織に移行するまでの間においても、政府においては、厳格な定員管理によるスリム化など減量・効率化を徹底し、簡素で効率的な行政運営に努めていただきたい。その際には、当委員会の調査で明らかになったものも含め、国の出先機関から関連公益法人等の外郭団体への業務委託や支出などの見直しを徹底することが必要である。

また、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務についても、引き続き地方分権を推進していく観点から不断の見直しを行い、将来的にこれを地方に移譲する方向で検討していくことが必要である。

直轄国道や一級河川の地方への移管については、当委員会が第 1 次勧告で示した基準¹に沿って、直轄国道の人口 30 万人未満の都市を連絡する区間を含め、都道府

¹ 第 1 次勧告 第 2 章「重点行政分野の抜本の見直し」（抜粋）

【道路】

○ 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の (2) 及び (3) (注) を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則 第 1 条の 2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね 30 万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の 4 種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る。

(注) 直轄国道の要件

- (1) 高規格幹線道路の区間
- (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- (3) 重要な港湾・空港と (1) (2) を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

県への移管を進めるべきである。現在、国土交通省と関係都道府県との間で個別の移管対象についての協議が行われているが、その進捗状況は、必ずしも十分とは言えない。第1次勧告の基準にしたがって、地方への移管が進むよう、移管に伴う財源や人員に関する情報など、必要な情報の提供に努めた上で、関係都道府県との個別協議を進め、早急に結論を出すよう要請する。

また、上記のほか、整備が概成した直轄国道についても、地方への移管に係る個別協議の対象とすべきである。

これらの地方移管に伴い、必要な財源や人員が確実に地方に移譲されるよう、国が必要な措置を講ずるのは当然のことである。

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考えられる。

なお、地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）については、現行の二層制の地方自治制度に基づき府省を超えた総合的出先機関として地域の民主主義によるガバナンス（統治）や地方との連携を確保しつつ設置するものである。したがって、将来、道州制等の新しい行政体制が検討される際には、他のブロック機関とともに地方政府に積極的に移管が検討されるものであり、新しい国と地方の関係に向けた先駆的移行措置として位置付けられる。

また、当委員会では、今後、第3次勧告に向け、義務付け・枠付けの見直しについて具体的に講ずべき措置や、地方税財政制度の改革について検討を進めていく中で、国の出先機関の見直しに関連する議論を行うことがあり得る。政府において改革の具体化に向けた検討を進めていく際には、こうした委員会での議論を踏まえて対応することを要請しておきたい。

以上を踏まえ、政府に対して具体的な措置を求める事項は、5及び6のとおりである。

【河川】

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

(1) 事務・権限の見直し

当委員会では、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、上記2に記述した「事務・権限の見直しの考え方」に沿って仕分けを行った。この結果、見直しを要する事項を出先機関ごとに別紙2のとおり整理した。

各出先機関については、別紙2で指摘した個々の事務・権限について見直しを実施する。

【別紙2】個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（計116事項）¹

(2) 組織の改革

各出先機関の事務・権限の仕分けや、上記3に記述した「組織の見直しの考え方」を踏まえた個別出先機関の組織の改革の方向性は、以下のとおりである。

また、以下で「組織を残す」とする機関を含め、各機関においては、既定の方針に沿った減量・効率化を徹底して行うことはもちろんであり、加えて、別紙に示した事務・権限の見直しを行い、それに伴う組織・定員のスリム化を行う必要がある。

以下の改革をおおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9系統の出先機関を廃止する。また、これらの改革により、人員の地方への移管を行うことなどにより、要員配置のスリム化を目指す。

① 個別出先機関の組織の改革の方向

[内閣府関係]

沖縄総合事務局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

[総務省関係]

総合通信局

- 組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

[法務省関係]

法務局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

¹ 116事項は、約400事項の事務・権限のうち、内部管理業務関係等を除く今回検討の対象としたもの計321事項の約4割に当たる。

[厚生労働省関係]

地方厚生局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

都道府県労働局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。
- 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべきである。

中央労働委員会地方事務所

- 組織を廃止する。

[農林水産省]

地方農政局（北海道農政事務所を含む。）

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。
- 地方農政事務所を廃止する。

森林管理局

- 既定方針に沿った独立行政法人化後に国に残る事務・権限を担う組織を残す。

漁業調整事務所

- 組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

[経済産業省]

経済産業局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

[国土交通省]

地方整備局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

北海道開発局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する（注）。

（注）北海道を当面の主たる対象として法制化された¹道州制特区は、地方自治体がその自主性及び自立性を十分に発揮し、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、各地方の自立的発展を目指していくための制度である。地方自治体においては、この道州制特区の仕組みを最大限に活用し、地方分権改革を積極的に進めるよう取り組まれることを望みたい。

地方運輸局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。
- 運輸支局を廃止する。

地方航空局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

[環境省]

地方環境事務所

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

② 地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ

ア 設置の基本的な考え方

国の出先機関の事務・権限の見直しにあわせて、地方再生や地域振興の観点から国の出先機関として果たすべき役割・機能について、その効果的発揮を確保し、地方自治体や地域住民との窓口の一元化を図り、また、いわゆる縦割りの弊害を排除するため、府省を超えた総合的な出先機関として「地方振興局（仮称）」を編成し、仕分けの結果国の出先機関において引き続き処理することとなる関連の事務・権限を集約化する。

¹ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

国民や地域住民の目から見て公共事業の適正性、透明性を確保するとともに、地方振興局（仮称）の組織規模が過大となることを避けるため、国の出先機関において引き続き処理することとなる事務・権限のうち、直轄公共事業の実施機能をその企画機能から明確に分離するとともに、組織的にも分離し、直轄公共事業の実施を専担する組織として「地方工務局（仮称）」を置く。

イ 組織の概要

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）は、特定の行政分野に偏らず、また各府省に対する総合的な調整機能を有する内閣府の出先機関として設置する。

内閣総理大臣は、出先機関の長の任命にあたり、統合前の所属にかかわらず、その求められる役割・機能を担うにふさわしい人材を配置するよう配慮すべきである。

新たな組織の編成にあたっては、現行の組織における内部管理事務の一元化などによる整理合理化を進める。各部門の事務・権限については、内閣府による総合的な調整のもとで、関係各大臣による指揮監督が行われるものとする。

ウ 管轄区域等

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の管轄区域や本局の設置場所等について検討する際には、経過措置を設けて必要に応じ既存組織の管轄区域等を引き継ぐことを可能とするなど、施策の効率的な実施の観点や地域の実情等を踏まえ、柔軟に対応することとすべきである。

エ 地域との連携やガバナンスの確保の仕組みの導入

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）には、3（2）①及び②で示した考え方に沿って、管轄区域内の関係地方自治体から成る協議会として、「地域振興委員会（仮称）」を設けるとともに、直轄公共事業の実施の適正性や透明性を確保する仕組みを導入するものとする。

なお、沖縄総合事務局並びに北海道の区域に置かれる地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）については、関係都道府県が一となるが、同様の仕組みを導入する。

【協議会のイメージ】

- ・ 協議会を法律上明確に位置付ける。
- ・ 協議会は、地元自治体にとっては、総合的な出先機関の事務・権限の執行を監視し、評価し、地元の意見を反映させる場であり、出先機関にとっては、地域住民に対し説明責任を果たし、その理解と協力を得る場である。

- ・ 総合的な出先機関の管轄区域内の都道府県の知事、政令市の市長、市長会及び町村会の代表者で構成する。
- ・ 協議会の座長は構成員による互選とする。
- ・ 協議会の招集権は協議会の座長と総合的な出先機関の長の双方が有するものとする。
- ・ 出先機関は、協議会に対し、直轄公共事業等についての計画の策定、次年度の事業計画案及び予算案、過年度の決算案等を付議するとともに、適宜、事務事業の進捗状況等について報告するものとする。協議会及びその構成員は、付議事項及びその他の事項について、意見を提出することができるものとし、出先機関はこれを尊重するものとする。

6 事務・権限と組織の見直しに伴う人員及び財源の取扱い

(1) 人員の移管等の取扱い

仕事を地方自治体に移譲する際には、それに伴い求められる技術や専門性を備えた人材や必要な財源を地方自治体に確保することが必要である。このためには、国と地方の双方が対等の立場に立って、真摯に協議する場を設けることが重要である。

本勧告を踏まえ、国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、事務・権限の地方移譲に伴う国から地方自治体への職員の移行等が不可欠となる。また、事務・権限の廃止・縮小や、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化が必要となる。その的確かつ円滑な実施をはかるためには、職員の雇用や国と地方を通じた公務能率の維持・向上について十分な配慮が必要であり、こうした点を踏まえた職員の移行等の仕組みを、次のように構築すべきである。

- ・ 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うための国と地方を通じた横断的な組織（調整本部）を設置
- ・ 人材の移管にあたって必要となる制度的な措置（退職金の負担、身分取扱い、給与を含む処遇上の取扱い等）の具体化
- ・ 人材の移管にあたっては、地方に移譲される事務・権限を実施するために必要な資質や能力を備えた人材が十分に確保されるよう配慮
- ・ 事務・権限の廃止・縮小や、組織の統廃合等に伴う要員規模のスリム化については、一定の期限を設けて計画的に実施

この他、国、地方を通じた人材の有効活用や、国による人的支援の観点から、例えば「人材交流センター」を設けるなど、出先機関と地方自治体との間での人事交流（人材交流）の仕組み、国・地方を通じた人材育成の仕組みの整備について検討する。

(2) 財源の手当等の取扱い

政府においては、(1)のような事務・権限の地方移譲及び国から地方自治体への職員の移行等に際して、事務の集約化等による効率化・スリム化を前提とした上で、それに伴う財源を確保することが不可欠である。当委員会としては、今後、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の改革を進めていく調査審議の過程において、この点についても留意する。

おわりに

地方自治体を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在にまで高めるには、地方自治体を自治行政権、自治立法権に加え自治財政権を十分に具備した完全自治体に近づけていかなければならない。

当委員会は、今回、「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」を二つの柱として、第2次勧告を行った。

「義務付け・枠付けの見直し」は、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点から、地方自治体の自主性の強化や自由度の拡大をはかるものであり、まさに自治立法権の確立に資する取組みである。第2次勧告では、まず、これまで明らかでなかったその対象範囲（約500法律、約1万条項）を把握し、見直しの方針を明らかにしている。同時に、そのまま存置してよいかどうかのメルクマール（判断基準）を設定し、各条項のメルクマールへの該当・非該当についての委員会としての判断を示し、約4,000条項について地方自治体の条例制定権の拡大をはかる方向での見直しが必要であると整理している。

第1次地方分権改革で機関委任事務制度を廃止し、それまでの機関委任事務は自治事務と法定受託事務とに区分けをされた。これにより、従来の機関委任事務制度のもとで行われていた、通達等による国の指示や関与等をもって地方自治体の自治事務を縛ることはできないこととなったが、この自治事務に対しても法令の規定による詳細かつ画一的な義務付け・枠付けがほぼそのまま残っていた。この第2次勧告は、この点を見直そうとする大きくかつ画期的な一歩である。

今後、第3次勧告に向けて、これらメルクマールに該当しない見直し対象条項についての改正内容など具体的に講ずべき措置の調査審議を進める。

「国の出先機関の見直し」は、地方分権改革の観点から、国と地方の役割分担を見直し、国の出先機関の事務・権限の地方自治体への移譲等を進めるものであり、第1次勧告で提言した都道府県から基礎自治体への権限移譲とともに、自治行政権を拡充する取組みの一環である。第2次勧告では、まず国の出先機関の事務・権限について、地方移譲等の具体的な改革を提言した。同時に、国と地方を通じた簡素で効率的な行政を実現しつつ、府省別の縦割り組織等のこれまでの出先機関のあり方を大きく転換することを求めた。具体的には、地方再生と地域振興の観点から府省の壁を超えた総合的な出先機関に統合再編成するなど、「二重行政」の弊害を排除し、直轄公共事業の実施機能を中心にその透明性を確保して住民の目の届くようにするための仕組みの導入と組織改革の方向性を提言した。

国の出先機関は、戦前から置かれていたものもあるが、戦後の都道府県知事公選制の導入を背景に国の実施事務をどのような体制で行うかという問題が生じ、各省がその直接実施を選択する中で、著しい発達を見たという歴史的経緯がある。政府では、これまでもその整理合理化や統合等の努力をしてきたが、府省別・分野別に

組織系統を立てるといふ基本は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の後もなお維持されてきた。この第 2 次勧告の提言は、こうした国の出先機関のあり方について一大転換点をなすものである。

当委員会は、政府に対し、本勧告を受け、出先機関改革の具体化に向けた検討と準備に早急に着手し、本勧告を着実に実施するよう要請する。

そして、三つ目の自治財政権の確立を目指し、今後、当委員会は第 3 次勧告に向け、第 1 次勧告の「おわりに」で述べた基本的な視点に立って、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行えるよう、分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議を進める。国と地方の財政状況や抜本的な税制改革の動向にも留意しつつ、国庫補助負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直し、さらには地方債まで含め、一体的に検討する。あわせて、地方自治体間の財政力格差を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指すこととしたい。

また、地方自治体における行政体制の整備や地方自治関係法制による制度規制の緩和を進める観点から、例えば、地方自治体の行政委員会、地方議会、財務会計、広域連携等の制度等に関し、制度に関する選択の余地を拡大する方向で関係法制を見直すなど、分権型社会に対応した地方行政体制の基盤を整備するための課題についても、第 3 次勧告に向け引き続き調査審議を進めることとしたい。

現在、政府・与党においては、道州制の導入に向けた議論が積極的に行われているが、当委員会としては、以上のような地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになるものと考えている。

地方分権改革推進委員会

委員長 丹羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員長代理 西尾 勝 財団法人東京市政調査会理事長

委員 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪瀬 直樹 作家・東京都副知事

小早川 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露木 順一 神奈川県開成町長

横尾 俊彦 佐賀県多久市長